

12月10日（火曜日）午前9時30分開議

議 事 日 程 （ 第 3 日 ）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員 （9名）

1 番	古 野 裕美子	2 番	朝 日 智 哉
3 番	河 村 正 通	4 番	石 井 伸 弘
6 番	杉 本 真由美	7 番	安 藤 哲 雄
8 番	鈴 木 浩 之	9 番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

欠席議員 （なし）

欠 員 （5 番）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
総務危機管理課長	木野村 英 俊	政策財政課長	浅 野 浩 一
税 務 課 長	濱 口 晴 美	住民保険課長	臼 井 誠
福祉子ども課長	北 中 龍 一	健康推進課長	横 田 紀 彦
都市環境課長	宮 崎 資 啓	上下水道課長	木野村 和 明
教育総務課長	郷 展 子	学校教育課長	山 路 康 代
会 計 室 長	高 崎 健 一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） それでは皆さん、おはようございます。

連日御苦労さまでございます。また、議員も全員出席いただきました。ありがとうございます。

では、ただいまから令和 6 年第 6 回北方町議会定例会第 3 日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定において、議長において、1 番 古野裕美子君及び 2 番 朝日智哉君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第 2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、杉本真由美君。

○6 番（杉本真由美君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく 2 点について一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございます。

認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてでございます。

国内の認知症の高齢者数は、65 歳以上の人口がピークを迎える 2040 年には認知症高齢者数が約 584 万人、軽度認知障害（MC I）高齢者数が約 612 万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年 1 月に認知症基本法が施行されました。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活ができることが望まれております。

本町においても、認知症施策に取り組んでいただいております。しかしながら、過去に痴呆と呼ばれ、認知症には誤解や偏見が根強く残っております。認知症の人も家族も孤立しないで共に生活していくために、本町でのさらなる支援が必要と考えます。この基本法の基本理念に、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるようにするとあり、認知症の人の意思表示や、また社会参画の機会の確保、家族らへの支援などが記されております。国立長寿医療研究センター認知症専門医の武田章敬氏は、認知症になったとしても自分らしく希望を持って暮らすことはできる。何もできなくなるという絶望的な考え方は大きな誤解だ。認知症は今や珍しいことでも特別なことでもなく、過度に恐れ

る必要はない。孤立しないことが大切だと言われています。そして、国民一人一人に認知症に対する正しい理解が欠かせないとこの基本法に期待をされております。

この基本法の施行を受けて、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観を社会に広めることを重点に、まず1点目といたしまして、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えます。本町のお考えをお尋ねいたします。

多くの認知症は進行性であり、発見が遅れるほど進行速度も加速し、対応が困難になります。早い段階で判明し、薬で症状の進行をある程度抑えられれば、よりよい状態で長く生活を送れることも期待をいたします。早期診断は当事者にとって大変重要で、長期的に考えると介護負担、経済負担を減らすことにもなります。

2点目といたしまして、認知症の早期発見のために、本町として現在どのような取組をされているのかをお尋ねいたします。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況で、今や誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることもあります。家族は病気と分かっている、実際は手探りで対応して、思いどおりにいかず悩んでいる方も少なくないと思われます。認知症の方に見られる精神症状、行動症状はBPSDと呼ばれ、具体的には幻覚、妄想、徘徊、社会的に不適切な言動、暴言など様々であります。これは生活の質を低下させ、介護負担を増やす原因にもなります。進行する認知症状は改善が困難であります、このBPSDの症状は適切なケアによって軽減できるそうです。

この軽減する効果的な技法として、ユマニチュードが注目されております。

ユマニチュードとはフランス語で人間らしくあるを意味し、日常生活に支障が出て暴力的な言動になりがちな当事者と介護をする家族らの信頼関係を構築するのに大変有効な技法であると言われております。あなたを大切に思っている、このことを表現する技法であり、介護で大事なことは相手の不安を取り除くことであると考えます。この技法を特集した報道番組を視聴いたしましたが、大変驚きました。このユマニチュードを習得した看護師が、認知症の方に同じ目線でじっと見てゆっくり語りかけ、優しく体をさすりながらこのユマニチュードを実践すると何年ぶりに笑顔を見せてくれ、自分の足で歩こうと車椅子から立ち上がったのです。ここまで変わることができるのかというほどでありました。このユマニチュードを実践することで認知症を有する方々の情緒が安定し、介護暴力や徘徊などが減少する効果があり、ケアすることが難しかった方の拒否的行動も減少し、ケアをしている人の介護負担度も軽減することが報告されております。それは介護離職を防ぐことへの効果が期待もできます。

福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施いたしました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか市職員、救急隊員などを対象としたユマニチュードの市民講座などを本格的に展開をいたしました。講座を受けた市民からは、もっと早く

知っていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声を受け、こうした取組を継続的に実施しようと今年4月より、福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置されているそうです。

また、3点目といたしまして、認知症の人と家族の尊厳ある暮らしを守るために、このユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと提案をいたしますが、お考えをお聞かせください。

4点目といたしまして、軽度認知機能障害（MC I）の回復に向けた取組についてお尋ねをいたします。

先日土岐市において行われました岐阜医療科学大学の薬袋淳子教授の「自分の人生の舵は最期まで自分で取る」と題した認知症予防についての講演会に参加をしてまいりました。年を重ねれば誰でも認知症になるのではなく、生活習慣が鍵になり、特に重要なことは、多くはMC Iの時期を見過ごすことにある。MC Iを見過ごす約半数は5年以内に認知症に移行すると。2分以内でできる認知機能検査「Mini-Cog」でMC Iを見つけ、健常に戻す取組をされております。高齢者に様々な行動を行ってもらい、どんな行動が認知機能に効果があったか分析をされ、昨日の出来事を日記に書く、コラムや文章を声に出す、ラジオ体操、ボールをにぎにぎ、後ろから数を数えて20回、するなど、毎日継続し習慣化することにより認知機能が回復し、脱MC Iが達成されたということでありました。

本町でも介護予防教室やフレイル対策など積極的に介護予防を行っていただいておりますが、薬袋先生の軽度認知障害（MC I）にならないための手法を取り入れたり、町民講座の開催など、軽度認知障害（MC I）回復に向けた取組はできないでしょうか。

以上、4点についてお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてお答えします。

1点目の御質問、認知症に関する知識及び理解を深める取組の推進についてですが、現在本町の地域包括支援センターにおいて、認知症サポーター養成のための住民向け、児童向けの講座の開催や、9月の認知症月間における広報周知、福祉フェスティバルや未来タウン北方ふれあい祭りにおける啓発イベントなど、認知症への正しい理解を深めるための各種事業を展開しております。

議員御指摘のとおり、認知症基本法の基本的施策である、認知症に関する正しい知識及び理解を地域住民が深めることができるようにすることは、認知症の人を含めた共生社会実現のために重要であると認識しておりますので、現状の取組を縮小させることなく今後も継続、さらには充実させていきたいと考えております。

2点目の認知症の早期発見のための取組についてですが、本町で開催している認知症カフェにおいて、相談者に対して簡易スクリーニング検査ができる体制を整備しております。また、認知症やその疑いのある人、その家族に対する早期診断、早期対応に向けて認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置し、迅速な支援体制を構築しております。

3点目の議員提案のユマニチュードは、見る、話す、触れる、立つの4つの柱を基本とした様々なケア技術により、認知症の人に対して大切に思っているということを伝えるコミュニケーションの手法であり、認知症の方に接する全ての方に参考になると思われます。ユマニチュードの講座は開催しておりませんが、ユマニチュードの考え方の本質である、認知症の人に対する気遣いという点において、現在行っている認知症サポーター養成講座などで周知を行っております。

今後、ユマニチュードを含め認知症の正しい知識や接し方について学ぶ機会をつくり、認知症の人とその家族が尊厳と希望を持って、本町で安心して暮らせる地域づくりを推進したいと考えております。

4点目のMC I、いわゆる軽度認知症の回復に向けた取組についてですが、本町において、MC Iに限らず、全ての高齢者を対象として各種一般介護予防事業を行っております。多くの人にMC Iや認知症予防について知ってもらうことは重要であり、講座等の開催を検討したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 4点についてありがとうございます。

まず1点目ではありますが、認知症への知識及び理解を深める取組についてであります。認知症サポーター講座、養成を開催されるということですが、私も以前、認知症サポーター養成講座、またスキルアップ講座も受講をいたしました。これまでどのぐらいの方がこの認知症サポーター養成講座を受講され、サポーターとされているのか、まず1点目としてお尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 認知症サポーター養成講座は、平成23年度に開催以降、延べ73回開催して、総じて2,207名の方が受講されて、サポーターとなっていております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） この人数というのは、子供さんとか生徒向けのも合わせた数で大丈夫ですか。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） ただいま申し上げました2,207名については、学園の5年生の児童も含めた、キッズサポーターも含めた数字でございます。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 引き続き、現状の取組を縮小されることなく継続していただけるということで、またよろしく願いいたします。

次に、また2点目といたしましては、早期発見のための取組ということで、認知症カフェにおいて簡易的なスクリーニング検査ができて、また整備しておるということで早期発見に向けて対応とかは支援体制もきっちりとされているということをお聞きしました。

また、3点目についてのユマニチュードについては、まだまだこの言葉自体知られていないと

いう現状でございます。

福岡市では、人生100年時代を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく生きていくことができるように、認知症の人やその家族がいきいきと暮らせる認知症に優しいまち「認知症フレンドリーシティ」を目指して、このユマニチュードを中核にまちづくりを進めておられます。福岡市のある高齢の御夫婦で、奥様が認知症になられた方の経験であります。この御主人は、最初は奥様が何で同じことを何度も何度も話すのか、またちっともこちらのことが分かってもらえないということであいらして、もう本当に死にたいという気持ちでいっぱいだったそうです。ところが、このユマニチュードを実践されてからは奥様も笑顔があふれて、楽しく暮らせるようになったということを聞きました。また、小・中学校ではこのユマニチュードの講座を10時間受けていただくことで、子供たちはこの講座を受講してお友達のこととか、また大切に思う心を学び、そしていじめ対策にもつながっているということでありました。

北方町においては、認知症サポーター講座の中で気遣いなどを周知していただいておりますが、また今後もユマニチュードを含めた認知症ケアの技術について学ぶ機会をつくり、認知症の方が住みよいまちづくりを推進していただきたいと思います。

また4点目については、軽度認知症（MC I）の回復に向けての取組については、全ての高齢者を対象として現在もいろいろな一般介護予防事業をやっておられるということではありますが、このMC Iについての予防、またそのことについて知ってもらうことが重要でありますので、講座等を開いていただくということでお聞きしましたのでよろしくお願いいたします。

認知症になっても自分らしくそのまま暮らし、できることを尊重し、その方が活躍できるところをつくっていく、そういったことも大切であります。認知症の方の社会参加への支援を充実させていただきたいと思っております。また支援される側から支援する方へ、社会参加しやすく生きがいとじてもらえるように、そんな施策の推進もまた進めていただきたいと思っております。

先日、認知症施策推進基本計画を閣議決定し、4つの重点目標も掲げられております。努力義務となっております認知症施策推進基本計画の政策もまた北方町においても進めていただきたいと思いますと思ひまして、1点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2点目についてであります。

町立図書館の運営についてであります。

先日、初日にも報告させていただきましたが、総務教育常任委員会で高山市図書館、煥章館へ視察に行っていました。図書館が建っている位置は明治9年11月に建設された煥章学校、後の高山尋常小学校があり、煥章学校新校舎を模して平成16年に建てられ、モダンな建物でありました。

指定管理で管理され、市民の皆さんが利用しやすいように工夫をされておりました。お仕事をされている方や部活帰りの中高生でも利用できるようにと開館時間が朝の9時半から夜の9時半へと、子育て世代には木のくにこども図書館としてコーナーがつくられ、真ん中に大きな木を囲むように本棚が設置されており、汽車の本棚が連なり、かわいらしくレイアウトされておりました。

た。Z世代にはZ世代のための1冊とお薦め書籍の紹介。特に高齢層の登録や利用率も低いことから、高齢者課題の各種講座の開催やシニア応援コーナーの設置、認知症に優しい図書館の視点に立って高齢者施設への書籍の貸出しなど支援事業が充実しておりました。

市の条例を改正したことにより、飲食ができる交流スペースやファミリースペースの開放、館内外での販売、商売でも利用可能なイベントの開催など、利用者に向けて進化していると感じました。建物の大きさや予算規模など違う点は承知しておりますが、北方町でも何かできるのではないかと、以下の3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、新型コロナウイルスの感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、利用者も戻りつつあることと思います。図書館の年代別の利用者数、またゼロ歳から高齢者まで利用できる魅力ある図書館をテーマに掲げられておられますが、どのような工夫をされているのかをお尋ねいたします。

また2点目といたしまして、絵本を通して親子で温かな触れ合いのひとときを過ごすきっかけづくりに、ブックスタート事業をされておられます。ブックスタートで始まった絵本との関わりをさらに継続し、家庭内での読み聞かせを通して親子の絆を深め、幼い時期から読書に関心を持って表現力を養ってもらうためのセカンドブック事業の導入はできないでしょうか。

次に、3点目といたしまして、これからの図書館の目指すスタイルとして、何度でも来てみたくなる、ずっとここに居たくなる、居心地のよいなど滞在型図書館が望まれていると思われます。利用しやすい、もっと利用したくなる図書館となるために、どのようにサービスを改善しPRしていくかが重要と考えます。本町のお考えをお尋ねいたします。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 郷教育総務課長。

○教育総務課長（郷 展子君） 町立図書館の運営についてお答えします。

1点目の令和5年度の年代別利用者数については、ゼロ歳から6歳までの乳幼児は544人、7から12歳までの小学生は1,986人、13歳から22歳の中高校生等は438人、23歳から29歳は229人、30歳代は1,484人、40歳代は2,042人、50歳代は1,947人、60歳代は2,487人、70歳以上は4,249人です。また、利用冊数は個人利用が6万8,175冊、団体利用が1,155冊です。県内の公共図書館とも連携しており、他館が所蔵している図書資料を利用者が出向かなくても借りることができる相互貸借も行っており、相互貸借利用冊数は1,292冊です。

町立図書館では、ゼロ歳から高齢者まで利用できる魅力ある図書館をテーマに様々な事業を展開しております。子育て世代には、おはなしポケットや木育ひろばといった行事を毎月継続して行っており、特に木育ひろばでは木に関わる読み聞かせを行うと同時に、岐阜県産の木材で作ったおもちゃで遊ぶことを通して木に親しむことができるような取組もしています。魅力ある書架コーナーづくりに力を入れており、季節や祝日、記念日、その時々で話題となった人物等の紹介をするなど、利用者の目にとどまり、利用されやすいコーナー設置の工夫をしています。また、どのような新刊図書を購入するとよいのかが魅力ある図書館にする際の大切な要素の一つと考え

ていることから、選書基準等を基に新刊図書の選書を行ったり、利用者からのリクエストやほかの図書館の収集状況なども参考にしたりして選書しています。特に、乳幼児子育て世帯、高齢者に焦点を当てた資料や話題性の高い資料を重点的に取りそろえるようにしております。

ほかにも、議員が紹介してくださったブックスタート事業、秋休み特別企画秋祭り、ぎふ木遊館の出前講座、お正月特別企画の福袋、リサイクル図書の市など多様な行事を計画し、多くの方に御来館していただいております。

さらに、今年度リニューアルオープンした歴史資料展示室では、町の文化財をパネルで紹介したり、学校の歴史展などの季節展示を行うなど、こちらにも多くの方に御来館いただき、大変御好評いただいております。

2点目のセカンドブック事業の導入については、乳幼児向けの絵本や子育てに関わる本を取りそろえており、児童書コーナーにも特設コーナーを設けて様々な本を手にとっていただくことができるようにしています。そのため、各家庭に1冊ずつ本を贈呈するのではなく、家族で町立図書館に足を運んでいただき、親子でより多くの本を手にとっていただきたいと考えております。

3点目の利用しやすい、もっと利用したくなる図書館となるためにどのようにサービスを改善してPRしていくかについては、図書館運営の基本である書籍の購入及び除籍、利用者が本を探しやすいような書架の整理、調べものや図書の案内相談などのレファレンスサービスを実践に行っていくことが大切だと考えております。さらに魅力を高めていくために、タイムリーな書架コーナーづくりやおはなしポケットなどの行事も充実してまいります。

今後も利用者等の声を聞きながら、限られた費用やスペースでできる北方町立図書館ならではの事業を研究して進めるとともに、広報「きたがた」やきたがた情報メール「カワセミ便」などでこれらの魅力をさらに発信することにより、より多くの方に来館していただける図書館にしていきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

まず1点目であります。

年代別の図書利用者数を見ますと、やはり20代の方が少ないなというのを感じられます。先ほど、年間行事を通して計画を作成されたり、またタイムリーな話題性に富んだり季節感をもって書架コーナーを充実させているということでございましたが、20代の利用者が少ないことから、この年代が利用すると考えられる蔵書など、または新刊の購入などが十分に行われているのか、その点についてお尋ねいたします。また、その年代について、利用促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、この点についてよろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 郷教育総務課長。

○教育総務課長（郷 展子君） 先ほども申しましたように他市の状況なども確認させていただいて、できるだけ20歳代やそういった方にも利用していただけるような選書も行っているつもりですけれども、これからももっとその年代のほうの声も聞くようにして入れていきたいと考えて

いますし、一応、二十歳を祝う会などには図書館のPRのチラシも入れさせていただいたりしておりますのでそういったところでも、もっと本の紹介ができたりとかというようなチラシを作成するなど、これからも十分に研究して進めていきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思います。

また、2点目についてのセカンドブック事業についてであります。セカンドブック事業や3回目のサードブック事業をされている自治体というのはやはりたくさんございまして、その市町村によって年齢を策定したり決めたり、また好奇心や探求心が旺盛になり共感や思いやりが芽生え始める3歳児に、文字を読めるようになった喜びと本への興味、関心を高めることを目的に小学校1年生に、あと読書離れを食い止めることを目的として中学1年生にということで子供の読書活動を切れ目なく支援しているところもございます。

先ほど、まずは図書館に赴いて、来ていただくような促進を図っていくということでございました。また、3歳、4歳児となると保育園、こども園に通われている方もあるし、また学園にも児童・生徒の方も見えますので、それは読書の切れ目ない支援のサービスをまたこども園、保育園、学園においても充実させていただきたいと思っております。

次に3点目についてであります。図書館のサービスをまた充実させていくということで、先日、高山市の図書館を訪問させていただいたときには広報紙に、ちょっと見せますがこの1面に、表紙が「図書館に行こう」ということで五、六ページ、中も、充実した図書館をアピールさせていただいておりました。

ぜひとも北方町においても、広報紙では1ページの御紹介だと思いますが、ぜひとも特集を組むなどしていただきまして、また皆さんが利用しやすいような環境づくりに努めていただくようお願いをいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） では次に、石井伸弘君。

○4番（石井伸弘君） それでは、議長の御指名をいただきましたので、私からの一般質問をさせていただきます。

私からは3点ございます。

1つ目の質問です。

高校生年代の中退、不登校、ひきこもりなどの子供に対する支援策についてでございます。岐阜県の令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査が11月に報告されました。その中で、高校生の不登校、中退者の統計が出されていましたが、令和2年度を底として、不登校は令和2年と比較して2倍弱の1,014人、中退者は同じく3割弱増えて565名となっていました。今後もこの傾向が続くのか改善されていくのかは注視が必要だと思いますが、知人の息子さんも高校を中退しており、他人事ではありません。人口比で考えれば、北方町内でもおよそ15人程度が該当するものと思われます。また、中退でも不登校でもない中学校時代からの不登校が続く、若年無業者となっている子供に関しては上記統計にもカウントされません。なお、

知人の息子さんはまさにこの状態です。義務教育期間においては、学校の定期的な訪問などがありますが、卒業を迎えると同時にアウトリーチされることはなく、相談窓口があるから来てくださいという施策に変わる現状があるようです。

勤労意欲がある場合は、岐阜県の地域若者サポートステーション、就学意欲がある場合は各種通信制高校や民間事業者、教育支援センターGープレイスなどのサービスを利用することが可能ですが、いずれの意欲もない場合、県のひきこもり地域支援センターなどを利用することになります。県のひきこもり居場所ブック等でも多様な居場所が紹介されており、多様な支援策があることは承知しています。しかしながら、機能不全を起こしている家庭など相談者自らが窓口に向く形式の施策だけでは不十分です。自治体からの戸別訪問型の支援が緩く長く続いていることが重要ではないかと考えます。

北方町は来年度から始まる子ども・子育て支援計画の3期計画を策定しているところですが、現在の計画における対象年限は18歳までとなっています。そして、現計画においては、13から18歳の少年に対する施策が何も記載がありません。北方町では令和6年4月より子ども家庭センターが設置されました。センターの業務として、全ての妊産婦、子育て家庭、子供を対象に切れ目のない相談・支援を行いますと明記していますが、高校生年代の子供たちに対する支援の必要な子供たちへのアプローチが大変弱いのではないかと考えています。

御質問いたします。

現在策定中の第3期子ども・子育て支援計画には、支援を必要とする高校生世代に対する施策は明記されるのでしょうか。

高校生年代の支援が必要な子供の実態把握はしているのでしょうか。

以上2点、お知らせください。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） それでは、高校生年代の中退、不登校、ひきこもりなどの子供に対する支援策に関する御質問についてお答えをいたします。

1点目、第3期子ども・子育て支援事業計画への高校生世代に対する施策の明記についてです。

第3期計画における高校生年代への支援としましては、家庭支援事業として児童育成支援拠点事業を新たに記載することとしております。これは制度改正により新たに追加された事業で、地域子ども・子育て支援事業への位置づけが必要となるものであります。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業となります。今後、事業効果や近隣の実施状況等を調査・研究しながらこの検討を進めてまいります。

また、その他の関連施策として、現行計画にもありますが、多様な居場所づくりについて記載をしております。居場所としては、子供から大人まで地域の方が集える場所として、みんなのお

家や芝原ふれあいのお家を整備済みでございます。

2点目、高校生年代の支援が必要な子供の実態把握についてにつきましては、現在のところ特に実施はいたしておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 答弁ありがとうございます。

拠点支援事業が行われるということで大変期待しております。とてもいいことだと思いますので、支援の必要な子供たちに手が届くような事業を想定していただけているということで、大変ありがたく思います。

ただ、実態把握がなされていないということについてはやっぱり残念だなということで思っております。2回目の質問とさせていただきたいんですけれども、これは学園から、現状で不登校であったり、課題を抱えているなどといったことの情報提供がされているのかどうか。それから、この実態把握がなされていないということではあるのなかなか難しいとは思いますが、その拠点支援事業が行われるということに関連してということで結構なんですけれども、訪問型で相談支援等を行えるような仕組みがつくれないかということについてもお聞きしたいと思います。

これはとある自治体、豊中市の社会福祉協議会なんですけれども、いろんな、弁当を配付してみたりであるとかということで家庭訪問をする仕組みがあるので、その仕組みをうまく使って、高校生年代に限って支援しているということではないんですけれども、何かの折につけて必ずそういう困難を抱えているような御家庭には訪問していますといったようなことを聞いたことがございまして、高校生年代を明記するということではないにしても、何らかの形で相談してアプローチし続けるような形が取れないかなということで思っています。

まとめますが、学園からのそういった困難を抱えた高校生年代の方たちの情報共有がされているのかいないのか、それから、訪問型の相談支援等の実施予定があるのかいないのかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） 学園からの情報提供についてでございますが、現在、中学校までに通われている児童・生徒の中で不登校に関する情報提供というのは多々あります。それは要対協の中でやはりお子さんが学校に通えないということに先生方も不安を感じておりまして、支援が必要ではないかということで、ここに上げられてきて対策を打っているというところでもあります。そういう方については、引き続きその枠組みの中で支援をしていくということがありますので、現在こども家庭センターにおいても数名、高校生年代の方を支援しているという例がございます。

続いて、訪問型で何かできないのかということでございますが、今のところマンパワーが不足をしておりますので、ちょっとそこまで手を広げることは困難かなと思っております。もう少し

相談員等が増員されまして、支援の体制が整えばそれを実施することも可能かと考えますが、経済状況が厳しい折そこまで資源を割けるのかというところもありますので、そこは広い視野で検討を加えながら、やれる時期が来れば実施をしていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○４番（石井伸弘君） ありがとうございます。

資源が足りないから、今後検討していただけるということでぜひ進めていただければなと思っています。

資源が足りないということに関連してなんですけれども、これも豊中市の事例で恐縮なんですけれども、住民基本台帳の目的外使用というふうに担当職員の方はおっしゃっていましたが、町内在住の17歳の方の一斉でダイレクトメールを送って、その中のダイレクトメールの内容として、成人前の情報提供であったり、闇バイト等の犯罪予防啓発であったり、それからひきこもり相談窓口、居場所の案内などといったようなことを合わせて、なかなか高校生、高校に通っていて高校から情報を受ける子ももちろんいるので二重になってしまうケースももちろんあると思うんですけれども、そこで抜けている子供たちに網をかけるという意味で、17歳のお子さん全員に一斉DMを送るというような事業をなさっているそうなんです。

北方町ですと大体200人前後の通数ですので、マンパワーが足りないということであるならばそういった方法もあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そんな事業の可能性についてはいかがお考えかお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 北中課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） 今初めてお伺いをしましたので、一度そちらの事業のほうについて調査・研究をしてみまして、可能性があればやれるところはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○４番（石井伸弘君） 御答弁、大変ありがとうございます。

この件、高校生年代の子供たちということでもありますけれども、今小さい子供、生まれたての赤ちゃんに関しましては全戸訪問して、子育て応援ギフトに関してもアンケートに回答しないとギフトを提供しないよなんていうようなことで、それぞれ丁寧にアンケート回収するような仕組みを持ったりしています。これは虐待死に関して、子供の虐待死ですけれども、ゼロから6歳ですと年間全国で40名前後の子供たちが亡くなっています。

ところが、1年間で高校生の自殺者って347人ということで、これは令和5年ですけれども、小さなお子さん、乳幼児のお子さんの命も大変大事ですし、同時に高校生の方たちの命も大変大事で、赤ちゃん訪問したり戸別訪問をすること自体が虐待の防止であったり自殺防止だけということではもちろんないとは思いますが、やっぱり手厚く高校生年代ぐらいまではお子さん、子供ということでございますので支援の手が差し伸べられるといいなというふうに思っております。

すので、一般質問の私からのお話とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、2点目に参ります。

これも福祉子ども課の担当ということで恐縮でございますが、子ども館の中高生利用者の現状と方針についてをお伺いしたいと思います。

先ほどの質問とも関連いたしますが、北方町の子ども館の中高生の利用状況についてもお伺いしたいと思います。

子ども館の利用者の対象年齢はゼロから18歳となっています。主な利用者層は乳幼児、小学生が中心であることは承知していますが、中高生の居場所としての機能も近年求められるようになっていと考えています。

ある程度都市規模の大きな自治体であれば、高校生年代のひきこもり防止を目的として居場所をつくるといった取組が可能です。先進的な取組として、大阪府豊中市の取組があります。高校生世代の子供、若者が不登校、高校中退などによって、より適切な支援につながらずその後ひきこもり状態になることを防止することを目的に、子供・若者の安心・安全な居場所の提供、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、社会的自立に向けた個別及び集団プログラム、学習支援などの事業を行う「できるカンパニー」を週5日開設・運営しています。今年度からの事業ですが、高校生年代の子供にも居場所をつくろうという大変意欲的な取組になっています。

小規模な我が町のような自治体ではなかなかここまでの取組を行うことは難しいと思いますが、それでも、高校生年代及びその前の中学生年代の子供たちが気軽に集まれる居場所を自治体が用意することの価値は高いと思います。

中高生世代を対象とした様々な事業を行う名古屋市緑児童館では、中高生の自由来館者とモデル事業参観者で年間約7,000名の利用があります。名古屋市の児童館では基本的に週1回は中高生専用の時間帯として開館時間を延長していますが、緑児童館では毎週木曜日、金曜日、土曜日の午後5時から8時の時間帯が中高生だけの時間となっています。

近隣でも、山県市の高富児童館では山県高校と連携し、インターンの受入れ、乳幼児触れ合い体験などを行っています。岐阜市でも、13館ある児童センターのうち中学校の近くにある4つの児童センターにおいて、不登校の中学生の昼間のサードプレイスとしての居場所を提供するなど連携を深めています。

昨年3月に国の専門委員会でもまとめられた「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」においても、児童館は中学生、高校生世代のユニバーサルな活動の場、支援の場として期待が寄せられている。中学生、高校生世代の子供たちが居場所として実感できるような取組、人員体制等が必要とされる。各自治体の児童館のうち、1つは中学生、高校生世代に対応するセンター機能を有する児童館を設置することも考えられる。また、児童館で待つだけでなく、中学生、高校生世代が集まりやすい場所等へのアウトリーチ（移動児童館等）も効果的と考える。思春期特有の悩みや深刻化した課題（ヤングケアラー、若年妊娠、非行等）などを発見することも期待される。この役割を発揮するには年齢の近い若者、特に児童館を利用して育った若者などと積極

的に協働するなど、地域において支え合う仕組みも効果的と考えられるとされています。

御質問いたします。

みなみ・きた子ども館における中学生、高校生の利用件数、実態はどのようなものか。

子ども館を中高生の居場所として機能強化する考えはあるか。

町内、近隣の中学、高校と連携して利用促進することについてどのようにお考えですか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） 子ども館の中高生利用者の現状と方針に関する御質問についてお答えをいたします。

1点目、子ども館における中学生、高校生の利用件数、実態についてでございます。

みなみ子ども館では、令和4年度に学園の7から9年生に当たる中学生年代が延べ1,557人、高校生が355人、令和5年度に中学生年代1,399人、高校生474人が利用いたしました。きた子ども館では、令和4年度に中学生年代が1,071人、高校生は46人、令和5年度に中学生2,088人、高校生18人が利用をいたしました。中学生年代の利用が多い理由としては、通常の児童館利用だけでなく、KCL活動での子ども館のイベントサポートやKCL主体による活動が行われていることなどが上げられます。高校生の利用については、引き続きKCL活動への参加による利用のほか、少ないながら一般の御利用もあるようでございます。

2点目、子ども館を中高生の居場所として機能強化する考えについてでございます。

現在の児童館利用では、コアの利用層を就学前児童から小学生の年代に設定をしております、開催するイベントもこの方針で組まれております。児童館の設置からこれまでの利用実績に鑑みて、これが町民の要望に最も寄り添う運用であるとの判断からでございます。

さきの質問の中で、厚生労働省の専門委員会による取りまとめ報告書や他団体における様々な活用例を例に取って御提案をいただきましたが、議員自ら御発言のとおり、団体の規模に応じた運営方法が肝要であると考えます。当町の施設及び運営規模では、中高生に特化した利用を実施するためには不足を感じるところでございます。そのため、これ以上の機能強化の余地はかなり厳しい状況にあるとお答えせざるを得ません。なお、若者の相談には年齢層の近い子ども館スタッフが対応しており、より身近な助言などを行っていることを申し添えておきます。

3点目、町内、近隣の中学、高校と連携して利用促進することについてでございます。

1点目でも御案内のとおり、北方学園のKCLが中心となってイベントボランティアをこなしてくれているほか、子ども館に通ってくれている子供たちが学齢が大きくなって、下の子供たちの面倒を見ながら共に楽しんでいるという好循環が生まれています。義務教育学校で成果として挙げられているこの光景が、学校を離れても子ども館という場でも見られるということは、北方の教育がしっかりと子供たちの中に根づいていることの表れとも言えます。この好サイクルを大事にしていきたいと思っておりますので、あえて他の中学、高校への働きかけを行うということについては、現在のところ考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） ありがとうございます。

1つ目の質問のほうで、子ども・子育て支援計画の中で拠点支援事業をつくっていこうということで考えていらっしゃるということですので、何らかの形の拠点が高校生年代、中高生年代のところであるならばそれでもいいのかなというふうに思っておりますが、せっかくKCLの活動ということで、中学生のお子さんがたくさん来ていらっしゃるということであると、そのお子さんが引き続き来やすい雰囲気であったり、来ていただいたときにほかの子供たちとつなげていただいたりするような雰囲気醸成にまずは努めていただいて、新しい時間帯をつくれといったようなことを申し上げるつもりはございませんけれども、ぜひ高校生の方たちにも積極的に使ってもらえるような雰囲気づくりに、まずは取り組んでいただけるといいかなというふうに思っております。

なかなか難しいという御回答でしたので、これ以上深掘りはしませんが、ぜひ、ある時間、今の時間の中で職員の方たちの意識づけの中だけでもぜひ、中高生の方たちが居やすい居場所として機能していただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目ですが、高齢世帯の終活支援についてでございます。

先日、近所の高齢夫婦の方と話をすることがあり、息子家族が遠くへ行ってしまうと、高齢の夫婦で今の家の処分や終活をしなければならいけれど、何から始めていいか本当に分からない、息子に頼るのも遠方で気が引けるといった御相談を受けました。また、同じく御近所の別の方ですが、姻族ではあるが血族ではない独り暮らしの高齢者をケアしている方も、本当は身寄りとしての役割を担いたくないが私が担わないと自分の子供が血族になってしまうのでお世話をしていると愚痴をこぼしておられました。

終活という言葉を使うかどうかによらず、自分の最期をどう迎えるか、親族の介護・死後にどう対応するか、悩みを抱えている方は大変多くいらっしゃると思います。

日本総研が本年7月にまとめた調査、増加する身寄りのない高齢者の推計値によれば、2024年から2050年までの間に子のいない高齢者は459万人（人口の12.7%）から1,032万人（同26.5%）、子、配偶者ともにいない高齢者は371万人（同10.3%）から834万人（同21.4%）、三等親内の親族がいない高齢者は286万人（同8%）から448万人（同11%）に、それぞれ増加すると見込まれると報告されています。

上記データ並びに社人研の推計値と合わせて、北方町の2050年の推計を行うと、子のいない高齢者は約4,000人、子、配偶者ともいない高齢者は約3,300人、三等親内の親族がいない高齢者は約1,500人になると推計されます。終活については、私も妻も実家から離れて暮らしているため、何かあったときのことを考えると終活は人ごとではありません。かといって、息子・娘の立場で親に対して終活をしていると聞くのはばかられるものがあります。

現在、民間の終活に関するサービスはたくさん提供されておりますが、その一方で自治体と終

活サービスを提供する事業者が提携する事例も増えています。

全国的には横須賀市、大和市などが先進的な取組として有名ですが、岐阜県においても岐阜市では民間事業者と提携し、エンディングノートの制作、配付、終活登録事業なども実施していますし、北方町と同程度の人口規模である飛騨市でも終活支援センターを社会福祉協議会に委託し、セミナー、相談、エンディングノートの配付、事業者の紹介などをワンストップでできる体制を整えています。自治体の側から見ても、身寄りのない高齢者の死後の親族を探す手間や、火葬・埋葬費用の負担などを回避できる可能性があり、費用対効果の観点からも実施する価値は高いものと考えます。

民間のサービスも多様にあります。終活登録事業に関しては個人情報の管理や公平性の観点から自治体にしかできない事業です。登録事業に限りませんが、人生の終わり方の社会保障とも言うべき事業として、自治体としても終活支援に取り組むべき時期に来ているのではないのでしょうか。

御質問いたします。

直近3年で身寄りがいない、引取り手がないなどの理由で町が火葬・埋葬した件数は何件ございましたか。

直近3年間で死亡した方の親族を探す事務を行ったケースは何件ございましたか。

相談、セミナー、終活登録、エンディングノート配付などの終活支援事業を北方町でも行っているのでしょうか。

以上、3点をお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） 高齢世帯への終活支援に関する御質問についてお答えをいたします。

1点目、直近3年間における町による埋火葬の件数と、2点目、直近3年間における死亡者の親族調査件数につきましては、町で火葬した案件について調査を行っておりますため同じ数字でございます。実績は令和3年度ゼロ件、令和4年度2件、令和5年度4件でございました。

3点目、終活支援事業の町の実施についてでございます。

これまで、当町では介護医療連携推進事業や町と社協が連携して実施した講話などで終活について取り上げ、参加者にはエンディングノートも配付をしてまいりました。また、介護教室では自分らしく生き抜くためのヒントとしてACP、アドバンス・ケア・プラン、厚生労働省では人生会議と呼んでおりますが、これについての講座を毎年実施しております。議員も御承知のことと思いますが、これらの事業は町の広報紙やカワセミ便などを通じて広く参加を呼びかけているほか、機会を捉えながら町民への積極参加をお願いしてきたところでございます。また、終活についての相談を地域包括支援センター等が受け付けた場合はその内容に応じて必要とする専門機関につないでいるところでございます。

町では、エンディングノートの活用やACPの普及について、その意義を評価し、今後も継続

的に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○４番（石井伸弘君） ありがとうございました。

埋火葬の件数は毎年増えているというような印象を受けますので、ぜひ今後の事務負担軽減にもつながっていくのではないかと思いますので、終活に関しましてはぜひ積極的に取り組んでいただけるといいのかなと思っています。

終活登録なんですけれども、これについては実施の意向等はございませんか。こちらについてもお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 北中課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） 終活の登録事業でございますが、これは大変、個人情報ということもありまして、なかなか敷居が高いのかなというふうに私自身は捉えております。既に民間で同様のサービスがあるということも考えますと、民業を圧迫するということに関しても抵抗を感じるところでもございます。リソース的な面で申しまして、現在の体制で実施をするのはちょっと厳しいのかなというところも感じておりますので、よく検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○４番（石井伸弘君） ありがとうございます。

終活登録が一番、自治体に関与する領域としては、個人情報の取扱いという観点からも重要度が高いというふうに感じています。

様々な窓口業務ももちろん大事で、こちらの一番最初につかかきとして入ってくところの相談であったり、セミナーであったりということをもう少し数多くやっていただけるとありがたいなということと、終活登録に関しましてぜひ積極的な検討を、難しいという話ではございすけれども、していただければありがたいなと思ひまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） ここで五、六分休憩をいたしたいと思ひます。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

○議長（井野勝巳君） では、再開いたします。

次に、安藤浩孝君。

○９番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、まず1つ目でございます。

北方西小学校跡地売却についてであります。

ホームページには、北方西小学校跡地売却の概要として、北方町長谷川西3丁目1-1ほか4筆、面積1万8,500.58平米、売却方法は一般競争入札、予定価格が3億7,400万、入札受付期間が8月30日までと公告、申込みが期日までになかったことから、3日後の9月2日に2回目の公告、予定価格2億6,200万、入札受付期間が10月15日、入札日時が10月30日までとしていましたが、入札不調に終わったということでございます。

そこで、幾つかお聞きをしていきたいなと思っています。

まず1点目、西小学校跡地土地鑑定評価額並びに校舎などの建物、プール、フェンス、バックネット、樹木などの構築物、工作物の解体撤去費用を聞くとともに、土地鑑定から2回目入札終了までの経過を併せてお聞きをいたします。1回目を終わります。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

それでは、安藤議員からの西小跡地の売却の鑑定価格ということで御質問いただきました。

まず、鑑定価格は7億8,640万円、更地価格です。建物の解体費用ですけれども、これは鑑定士の鑑定なので、どこまで信憑性があるのかちょっと私には分かりませんが、2億5,170万円ということでございます。

第1回目の入札価格でありますけれども、これに関しましては差引金額、この5億3,470万円ということであります。今の7億8,640万円から2億5,170万円を引いた金額が5億3,470万円、これに市場性減額修正率70%を掛けた金額が3億7,400万円ということで第1回目の売却価格として入札をさせていただきました。

入札の経緯でありますけれども、7月1日に入札の公告をいたしまして、8月30日までの2か月間、入札の申込みの受付をいたしましたけれども、議員仰せのとおり、申込みはございませんでした。

2回目の予定価格を、これは国税徴収法基本通達107条の関係に基づいて、1回目の予定価格から30%減価した2億6,200万円として、9月2日から10月15日として1か月半公告を行いました。残念ながら申込みはございませんでしたということでございます。

また、本価格は庁舎内での課長関係の中で決裁を経て決定をしておるところでございます。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 御答弁いただきまして、少し整理いたしますが、8月30日までに申込みがなかったことから、9月20日に2回目の公告、10月15日までの受付期間、一件もなかったということですが、申込み1件あったんじゃないですか、これ。ちょっと私、小耳に挟みました。確認は取れていないんですが。

これ、ちょっと2回目のときにもうちょっと話ししますんで、最後にしてください。

今、何も申込みが一件もなかったということなんですが、私が聞いた話では1件申込みが2回

目のときにあったというふうに聞いていますので、ちょっとそれ辺りを確認をしたいと思います。

土地の鑑定評価額が7億8,600万、解体撤去費が2億5,170万、その差引き掛けることの70%で3億7,400万ということでございますが、これ、解体撤去費用、今言われましたように、鑑定されたところがどこか依頼して出されたんだと思いますが、そういったあかしをもらってみえるんですかね。もらってみえる、そうですか。

○町長（戸部哲哉君） はい。

○9番（安藤浩孝君） ということは1社だけですか。

鑑定されて、そこが解体費用が何がしか要るんですが、その業者さんは1社だけをお願いされたのか、複数社申込みをされて出されたものなのか、その辺をちょっとまた後でお聞きをしたいと思います。

それで、今見積りの話と決定された金額の話をお聞きしましたが、それと私が思うに、これだけの長い期間、入札を含めていろいろやっている中で、我々議会のほうに何も報告ないんですよ。決まった話じゃないですよ。最後は議決はしますけど、その道中につきホームページ、広報であれだけ出しておきながら、議会のほうに何も説明がないんですが、こういった方法でいいんですかね。いいですか。問題ない。

○町長（戸部哲哉君） はい。

○9番（安藤浩孝君） 絶対問題ない。そうですね、はい、分かりました。

そんなようなことを言ってみえるんですが、それならさっきの話、入札の話、申込みがあった。町長は先ほどないと言われた。

あったでしょう、それを確認してください。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 申込みはございましたけれども、基本的には町が要望するようなものではなかったということで、申込みを現実的にはなかったということです。

○9番（安藤浩孝君） 申込金も払われなかったということですね。

○町長（戸部哲哉君） 払いましたけれども、町のほうでお断りをしてですね。

○9番（安藤浩孝君） お断りしたの。

○町長（戸部哲哉君） お断りしたというか要件に合わなかったということで、そこをちょっと理解されていなかった部分がありまして、いわゆるなかったということです。そこでなかったということです。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 申込みはあったんですけど、町のほうが要件に合わないということでお断りされたということですので、町の思うものではなかったということですね。

例えばあれを準工業地域に変えて、いろいろ制約もあった中で、なかなかそれには合わなかったという理解でいいですか、よろしいですか。分かりました。

それでは2点目、1回目の予定価格が3億7,400万、2回目の予定価格が2億6,200万、先ほど

値引き、3割引き1億2,000万の価格で売却ということなのですが、この値引きの根拠、先ほど言われました。その7掛けということと言われました。

それから、期間決定をするまでの手順というか経過、これをちょっとお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 基本的に、鑑定を入れたことによって、当初の売却価格、こいつが非常に高くなってしまっております。解体費用を入れて、坪単価に直すと14万何がし、14万5,000円ぐらい、線下も含めて、それから学校用地内の畑とかそういった部分も含めての単価で14万5,000円、この5,500坪の広大な土地がそのような値段で売れるはずもないという、それは多分議員も御承知かと思うんですけれども、当然これは鑑定を入れたことによって、その金額をつけざるを得なかったというふうに御理解をいただければありがたいんですけれども、当初この土地の売却話をお話しさせていただいたときに、安ければ誰でも売れるというようなことをおっしゃった方がおられますけれども、現実的に安くても利用しなければ、利用される方しか買わない。安ければ買っておこうかというそんな小さな土地ではありませんので、やっぱり何らかしらの利用する、それに採算が合う、そういう方、業者でないと買わないということで、これは例えばこの庁舎、議員も御承知かと思うんですけれども、坪7万円ですよ。この更地で7万円、しかもここは私からすれば一等地、これも同じくらいの5,500坪くらいでほぼ西小と面積は一緒ぐらいなんですけれども、平成25年、ちょうど10年前、それからまだ今土地はどっちかという下がっている中で、あそこの西小の跡地が14万円というのはほぼ私からすると倍なんです。ですから、この高い値段で売り出しても、売り物ではないという認識を持っています。

ですから、この基準に合わせて30%ずつ下げていく。早く売れる金額まで下げないと、これはもう本当にいつまでたっても売ることができない。ですので、例えば坪7万円とすると、売却価格1億3,000万ぐらいなんです。これが妥当かどうかとは思いませんけれども、現実には業者が買って利用するには恐らくそのぐらいの金額でないと買えない。そうすると、これが1億3,000万、そのくらいが妥当な線だと思いますけれども、それまでにいくまでに売ればラッキーかなと、そういうふうに思っていますけれども、いずれにしてもそこまでは順を追って下げていきたい、そういうふうに思っておりますので、金額的にはそういうふうに考えております。

さっき、議会に報告がないとおっしゃっておられますけれども、これは執行の段階での売却ということに関してのことはお話をしておりますし、金額に関しては、今度これで売りますよということではなしに、公告を出しておりますので、当然議員さんの目にも入っておると思いますので、今よく御存じのとおり、ですからあえて皆さんを招集して説明することもないと思っておりますし、手続のとおりにやっております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 値引きの根拠、それから今後あの土地が需要と供給の中でどうするかというような今お話をされたんですが、町長は長年不動産に関わってみえたんでその道のプロですので、私はとてもじゃないですけど土地の売買というのをしたことがないんで、私らある意味、一

町民の目線からすると、例えば1,000万の車を中古車に出して、これが900万、これなら分かるんですけど、これがいきなりベンツの中古車を出したら700万、300万円引きとなってくると、やっぱりちょっと納得感というのが町民の間では、僕はないと思うんですよ。町長は今見立てがいろんな見立てをされました。ああ、なるほどなど、当然僕もそれは知っていますが、当然だと思えますけど、町民の納得感からするとちょっとそれは弱いのかなという気がします。

だから、今、今後の話をされましたが、最終的には1億数千万円で売却というところまで考えておられるということなんですけど、となると何割引きになるんですか。7割引きぐらいになるの。半値、6掛けかそこらになるんですかね。町民財産というものが、世間の相場がそうかも分かりませんが、果たしてそれでどんどん売却していった、これはいいんですかね。私はどうなのかなという気はします。

そこで、ちょっと話が अच्छा अच्छा 飛びますが、これは西日本新聞の朝刊、2019年3月配信がこの辺でいえば中日新聞ですね。ブロック紙の中心です。

久留米市、福岡県ですね。ここが買手がつかない土地、建物などの市有財産の売却を図ろうと不動産鑑定に基づく売却価格を最大3割引く方針を決め、市議会の定例会に関連条例の改正案を提出、市では市営住宅などの売却の物件が課題でありまして、条例改正での割引、対象は入札に何回かけても応札が全くない。先着順に変えても全く、1年待っても、2年待ってもなかったということから、条例改正までして、値段も議会を共にしながら決めておるんですよ、これ。

だから町長、本当に不動産に関しては精通した方で、スーパースターでありますので、金額の提示もされるかも分かりませんが、先ほど言った町民の納得感からいったら、やっぱりこういったかちつとしたものに僕はやるべきだと思う。数人の方が先ほど執行権を言われましたけど、当然執行権がありますよ。我々は議決権しかないので。執行権があるんですけど、こういった町民が今注目をしている西小学校の跡地の売却については、やっぱり僕はある程度かちつとしたふうでやらないと、やっぱり透明性、そういったものが見えてこないんじゃないですかね。

そこで、私はこういった質問をしておるんですけど、この辺についてどうでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃるところは理解できますし、これは最初に恐らく私が多分言ったと思うんですけども、解体費を入れれば、土地の値段が出てこないぐらいの金額ですと。そういう金額をもって売却をしたいということを議会のほうにお示しをした覚えがございます。

そのときに、安ければ、先ほど言いましたけれども、安ければ誰でも売れる。とにもかくにも鑑定を入れて売却価格を決めよと、そういうふうに議会のほうから指摘をいただきまして、そして鑑定を入れて金額を決めさせていただきましたが、先ほども申し上げましたとおり、到底最初の金額が売れる金額ではないんです。鑑定を入れたことによって、その金額をつけざるを得ない。このことを御理解していただくと、今おっしゃられるように、議会との協議という以前に、これは最初の価格がやはり私としてはとても売り出せるような価格ではない。ですから、期間を置いてこれを下げざるを得ないと。最終的に今の1億円台、そこからがやっぱり本当の話だと思って

おりますので、そこまで下げさせていただいて、議会にまだもう一段下げるのか、もしくはそれで売れなかったら、町で解体をして更地で売りに出すのか、町として利用するのか、そういう段階になるんだろうと思っておりますし、この1億円台までに下げるのに、何か月かけるかということは、非常に問題的に困っております。というのも、御承知のとおり、やっぱり荒れてきますし、草も生えますし、近所の方に御迷惑もかかりますので、一日も早く売却したいという思いはあるんですけれども、やはり今の段階では売り物でない。私はそう思っています。

先ほどお話があったのに、なぜということをおっしゃいましたが、やはりこれもどこでもいから売るということではなしに、やっぱりある程度住民の方が納得していただけるようなところに売っていかないと迷惑もかかりますし、お叱りもいただきますので、そこら辺も含めてもう少し時間をいただきたいなあと、そういうふうに思っております。

いずれにしても、今、今度の売出しは少し間を置いて、来年度、来年に入ってまた30%ぐらい下げていかなきゃ仕方がないのかなと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 3点目の質問と今答弁と一緒になっていましたので、3点目は今後どうするんだという話をお聞きするところでしたけど、今、町長はしばらく間空いて様子見ながらという話で、私も毎日ホームページを見て、いつ公告されるか毎日チェックしておるんですけど、このところ全然全くないんでどうされたのかなと。前は間髪入れずにすぐ出されたんですけど、今回全然ないんで、今の話やと来年ぐらいにまたというようなことなんですが、そこで、先ほどもちろっと話が出ましたが、この久留米市で条例をつくってかちっとやっているんだけど、この辺もやっぱり町長が言われるように、この売価、価格を決めるとなると、やっぱり主観が入ってくと思うんですね、当然。間違いない。鑑定のお金でそのまま売れば、これはもう主観は入らないですよ。上物があるのでそれはあかんですけど、鑑定して、それから解体も入れての70で、30%引きで決められたんですけど、この後、今回3割引いて、また今度2割、3割引かれるということになると、やっぱりその金額を決めるのは町長が決められるんでしょう。課長が決められるの、これは。

○町長（戸部哲哉君） 一応、30ということを基準でやっています。

○9番（安藤浩孝君） この前30、また今度30。そうすると60ぐらいですね。

○町長（戸部哲哉君） 60にはならへん。

○9番（安藤浩孝君） ならへんの。

○町長（戸部哲哉君） 30引いてありますので。

○9番（安藤浩孝君） 30引いておるので、ちょっと少ないので、60にはならんのだけど、単純にはならんだけど、だからそういう決め方っていいんですか。

○町長（戸部哲哉君） 一応それで指導を受けておるので、県の。

○9番（安藤浩孝君） そうですか。

よそのまちはこれは条例で決まっておるんやって、これ。僕はそれを言っているの。

本当に今言った主観が入った中での価格の決め方、そこで売れなかったらまたもっと下げるということ、1億も切るということになるんですかね。

町長、実は昨年12月11日、総務教育常任委員会、ここで議事録を見ますとこういって言ってみえるんですよ。

町長はぶれずに4年間ずっとこれを売却、これはもう分かります。ここを再利用することをずっと考えてきた中で、当然売れなかったら町で利用することも考えないといけないということが発言されています。あと、付け加えるなら、もしいい利活用の方法があればという言葉も付け加えてみえます。この辺りについてどうでしょうか、お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 売却を前提にずっと考えておりますけれども、やはりこれは相手があって初めての話でありますし、万が一売れなければ、このまま放置していくわけにもまいりませんので、やはり町のほうで解体をして、そして売れるところは売る、利用するところは利用する、そういう方法はいろんな部分があると思うんですけれども、それはまた皆さんに知恵を出していただいて進めていくべきことかなあというふうに思っています。

頭の中ではやっぱりこれから人口減少が起きていく中で、当然税収が減っていく中で、まずは税収増ということも考えなければなりませんし、また新たな施設を造ってそこに経費をかけていく、そういう時代ではないと思っております。どちらかというと、この西小に関しては施設の統廃合の中で、ある意味無駄な部分をなくしたという経緯がありますので、やはりここは何とか売却をして民間の方に利用していただきたいなと思っております。

ちょっと計算をしてくるやつがここにありますので、例えば坪5万円くらいで勘定するとほぼゼロなんです。売却価格が2,200万ぐらい。ですから、ここを切っていくともう赤字ということになると、ここまで来て売れなかったらもう100%売れないです。考え方として、事業者として足が出るようなものを解体してなかなか買ってくれない。ですから、限界が1億ぐらいなのかなあというふうには思っておりますけれども、そこでもし売却ができないようなことがあれば、また皆さんと御協議しながら、まず解体をすることを、町の費用をもって解体することをやっぱり考えていかなきゃならないと。解体した後は、御承知のとおり、北のほうは住宅が建ちます。建物が建ちますが、運動場から半分南、ここは線下で御承知のとおり建物が建たないところでありますし、土地の評価も非常に低いと思っておりますけれども、そういった部分もありますので、そこ辺りを例えば町のスポーツ関係の施設として利用するとか、そういう話も当然出てくるかと思えます。売りにくいんで、そういった部分も含めながら、取りあえずは何年かかるか分かりませんが、1億までくらい下げて、下がったところまで時間をかけて下げていくしかないと思っております。

言われるように、2か月、3か月で30、30と下げていくと、それは住民の方も納得されないと。そこが非常に困っておるところです。1回目は下げたですけれども、売れなかったらまたすぐに2回目ぽーんと下げると、おっしゃられるように、何をやっておるのやと、本当に

1,000万で出したベンツがちょっと時をたったら500万になっておったという話になってしまうので、そこら辺は様子を見ながらやっていきたいと思っておりますが、ただ置けば置くほど経費がかかりますので、草の処理をするだけでも100万単位のお金がかかってしまいますので、できれば何とか早く処分したいと思っておりますし。

それと条例のほうですけれども、町には条例がない。ないから、その条例をつくったらどうだということなんですけれども、現実的にもう進行しておりますので、そういう申出がもっと早くあれば、議会のほうから、条例をつくって議会とも協議せよという申入れがあれば、当然そのように処置をしておりましたけれども、現実にはこれは執行権の中で進めていくふうに私どもの町はなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） いろいろ今お聞きしましたけど、条例の話ですけど、これはもう進んでいっちゃっている話ですから、もう今さら条例をつくってどうのこうの戻すわけにいかんですけど、今後、北方町これから先、またひょっとしたらこういった売却ということも出てくる可能性があると思います。大口のところは。ですから、今後については、これはやっぱり条例をつくってかちとしたものをつくっておかないと、やっぱり透明性、それが担保できないと思うんで、1人、2人の執行権があるからといって決めるんじゃないしに、やっぱりみんなで共有しながら進めてほしいんで、これはぜひ検討してくださいよ。

○町長（戸部哲哉君） 土地があらへん。

○9番（安藤浩孝君） いや、分かりますわ。また統廃合されると言われると、人口がこれだけ減少していくので分かりますよ、それは。それは分かりません。

それでは、1つ目の質問を終わります。

それでは次、2つ目の質問に入ります。

それでは、9月議会に引き続き防災と危機管理について再度お尋ねをしていきたいなと思っております。

本年8月8日、九州日向灘沖でマグニチュード9.1の大きな地震が発生、それを受けて現行制度初の南海トラフ地震臨時情報を発出し、自治体や国民に対し、防災対応の再認識を求め、注意喚起を促しました。その後、特段の変化が確認されていないことから、1週間後の8月15日に解除となりました。その間、地震の防災対策推進地域指定市町村、本町を含む707の自治体では防災対策の確認、避難所の一部開設、備蓄、インフラなどの点検が実施され、家庭では避難所、避難経路の確認、家具の転倒防止、水や食料の備蓄など、防災意識の高まりが見られたところであります。

それでは、1点目お聞きします。

本年1月17日に正月、能登半島地震で大きくクローズアップをされました問題点を9月議会でも幾つかお聞きをいたしました。

1日で排せつ物があふれて使用できなくなったトイレ問題、避難所、備蓄倉庫の開設・運営の

問題、備蓄量の不足、飲料水や食料など企業から提供を受ける災害協定、本町の防災公園、学校など公設井戸の整備不良、西小跡地売却によって西エリア地区の旧西小避難所の問題、自主防災訓練の取組などを質問、指摘をしてから3か月たちましたが、この間どのように取組をされたのか、おのおのの項目についてお聞きをします。1回目を終わります。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 議員御質問の防災等危機管理についてお答えします。

9月議会で議員から御指摘いただいた項目について、現在までの進捗状況ですが、自主防災組織においては、毎年役員が替わるなど防災意識を高いレベルで維持することが難しい組織が増えてきており、組織間で防災意識の格差が表れています。今までも町では防災講座への講師（職員）の派遣や防災訓練メニューの提案等、自主防災組織の活動を支援してきましたが、この格差是正のため今まで以上に強力なサポートを実施します。

次に、職員の初動について、BCPによりますと、職員の参集予測は発災直後1時間までが約28%、3時間までが約32%となっており、初動では参集できない職員が多数いることから、災害対策本部員や避難所運営責任者等について代行順位を決め、災害時における初動体制表の調整を行います。また、旧西小学校や民営化される各保育園の避難所につきましては、改めて収容人員などを勘案すると同時に真人舎とも協議を進め、より実効性のある地域防災計画となるよう見直しを進めており、今後防災会議に諮り、その結果については、ホームページで公表し広く周知します。

次に、避難所の開設・運営に関して、避難所は自主防災組織（住民）、施設管理者（学校関係者など）、行政の3者が協力して開設から初期の運営を行うものですから、3者間の連携を確認できるような訓練について実施方法を検討しています。

次に、備蓄倉庫についてですが、運営のルール、マニュアルの作成について研究を進めています。基本的には職員が開錠、避難所代表者が受け取る形になりますが、食料の備蓄については南海トラフ地震での想定避難者1,200人、2日分の準備を進めており、最終的には3日分の備蓄量とします。また、町内に今後オープン予定の店舗も含め、より多くの企業と災害協定を締結し、食料をはじめ物資等の支援体制の強化に努めます。

次に、災害時のトイレについては、最低でも1人1日5回、7日分の備蓄が必要と言われておりますので、今年度自動ラップ式トイレ2台を購入しました。今後も台数を増やしていきます。また、処理袋、凝固剤については、順次購入していきます。

最後に、井戸について、現在使用できないものについては修繕を行います。

すぐに完了できることばかりではありませんが、災害は待ってくれませんので、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、今災害時のトイレ問題、備蓄倉庫いろいろ御答弁をいただいたんですが、地震災害は、申すまでもなく台風や大雨災害と違って予想が全くつかない。発生はあ

したかも分かりませんし、10年後かも分かりません。ただ言えることは、過去の地震の歴史やそれからまた科学的根拠を見て、南海トラフ地震は必ず間違いなく来ます。これは断言できると思っています。でありますから、こういった大規模災害にしっかりと危機管理を持って、持ち場持ち場、スピーディーに迅速に進めていただきたいなというふうに思っておるんですが、そこでこの3か月間の対応、いろいろ今お聞きをしました。

私、正直言って、今度のこの12月、この予算に補正予算が組まれておると思ったの。特にトイレ問題。トイレ問題は本当にこれは今すごいですよ。ほとんどあまり進んでいないと思うんですが、トイレ問題研究所の博士さんという人が、この前教育テレビでやっていました。熊本地震、トイレに行きたくなる、3時間以内に行きたいのは大体5割。5割の人がもう3時間以内に必ずトイレに行きたい。6時間以内、ほぼ10割。ほとんどの方が6時間以内にはトイレに行くんですよ。それで断水した、水が出ない、前にした人の上に、次の人はその上に大便なのか小便なのか分かりませんが、それがまたその上にすると。それでやると、3つの嫌なことが起きるということをこのトイレ博士が言ってみえました。

1つは、一番大きな問題は集団感染、この可能性が大変高いです。

2つ目は、トイレが嫌だな。不衛生になると、多くの人は水が飲めなくなる。トイレにできるだけ行かなくなる。いわゆる水分を取らない、それがエコノミークラス症候群、いわゆる命に関わる病気。せんだっての能登地震でも災害で倒壊して亡くなった方よりも、もう関連死のほうがはるかに増えてしまうんですね。そういった問題の中で、その後どうなるかということ、秩序が乱れてくると、その辺にごみをほかってもいいやというようなことからどんどん避難所が汚くなる。となると、最終的には治安が悪くなるということで、あまりよろしくないことが起きるんで、ぜひこれ、トイレの問題は早急にやっていただきたいなあとと思っています。

私、本当に補正を組んで、本当に凝固剤は安いですよ。これ、見てみたら1,000円とか2,000円でいっぱい買えるやないですか。これをやらんと本当に捨てる場所がないですよ。これはすぐやれるんですよ。お金もそんなにからないですから、最低限のことはひとつお願いしたいと思います。

特に、この前11月10日、岐阜新聞（共同通信配信）ですが、避難所改善に補助金が今度、来年度相当何か積むようなことを言っていますね。政府の方針、理由としては能登半島地震で断水で排せつ物が流れず、不潔なトイレに行くのを我慢する。2つ目は、自治体が保有する備蓄品の有無についても調査をして、今後また発表しながらこういった避難所の環境改善にぜひ国のほうも力を入れるというようなことがこの前載っていましたので、トイレ問題は本当に一番大きな問題ですので、ぜひぜひこれは進めていただきたいなというふうに思っています。

それから、あとどうですか。気になっておることは、西小の避難所を改めてどうのこうのと言われましたけど、これは改めなくてももう1,000人が200人になっておるんですよ。これは別に検討しなくてもいいんですよ。1,000人が200人、8割入れない。だから早急に、この前も町長はおとといでしたか言われましたよね。ここを本部にしたい。貯水槽を造ってここを避難所の中心に

したい。北方小学校も含めてしたいということなら、これは西小はもう本当に体育館しか使えないなら、北小もこれはエアコンもそろそろ12月ぐらいで完了するんですかね、たしか。それなら、これは変えてしまったほうがいいですよ、思い切って。そのくらい思い切ったことをする、いつまでも西小にこだわることもないと思いますよ。駐車場もあるし、全部そろっています。あそこは駐車場もないし使いようがないです、あそこは。

〔「今、整地している」の声あり〕

○9番（安藤浩孝君）　そうですか。

それなら、そろそろあれやね。その問題はそういうことで進めていただいておりますが、あと井戸の問題。この前もちょっと指摘しましたが、高屋の条里公園、それから芝原公園、それから中央公園の備蓄倉庫が2台、それから公園に2台、全部で合計12台、それから中学校が2つ、西小は今度売却ということですので、これはもう使えませんが、各小学校に2台あるんですが、これもまだやっていないですね。昨日も僕、ずうっと見ましたけど、公園もまだ何もやっていない。ワイヤをつなぐだけのことですけど、それすらもやっていない。

これはやっぱりやっていただかないと、後で公設井戸の災害井戸の話をしますけど、これとリンクしますよね。災害井戸で一生懸命町民にお願いしますと言いながら、井戸が掘ってあるところなら上に手押しをつけるだけです。ましてやこの前、備蓄倉庫に手押しがあると言われたんなら、これはすぐやれると思いますので、ぜひひとつその辺りも含めてお願いをしたいなと思っています。

それから最後、もう一点だけ、この前の防災訓練、担当課としてABCをつけるなら、この前の防災訓練はAでしょうかBでしょうかCでしょうか、お答えください。感じたままで結構です。

○議長（井野勝巳君）　木野村課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君）　それは私の所感を答えろということですか。

○9番（安藤浩孝君）　防災訓練の話やよ。

防災訓練はそちらではなかったですか。

○総務危機管理課長（木野村英俊君）　役場の訓練ですか。

○9番（安藤浩孝君）　違う違う。

全体の町でこの前やったでしょう、10月20日の、これについて担当課はどのような評価をされておるか。

○総務危機管理課長（木野村英俊君）　場所によって、自治会によって、先ほど答弁をさせていただきましたんですが、感じ方が違うところもありますので、本当によくやっていたところと、もうちょっと頑張っていたといい、意識を変えていただくといいかなというところもあるかなとは思っています。

○議長（井野勝巳君）　安藤君。

○9番（安藤浩孝君）　私も4か所ぐらい回りました。

地元である柱本、ここはすごい取組をしていました。体育館でみんな集まって、それから備蓄

倉庫までみんな歩いて、防災散歩というんですが、辻々にそういったエキスパートではないんですけど、ちょっと勉強した人が、ここは危険ですから、こういったときにはここは駄目ですよとか、そういう話を楽しみながらみんなでピクニックではないんですけど、防災を身近に感じてもらうような取組をされました。すごい取組ですよ。

あとは、名前は言いませんが、いろんなところに行くと、全くできていない、やっていない。やっていないんですよ、防災訓練。ただ役員の班長さんだけが公民館に集まったと。町長がうなずいてみえますけど、俵町はどうやったか分かりませんが、私は俵町の話はしておりませんよ。よその町内を回ったら、数か所ほとんど取り組んでいなかった。

だから、この前もお願いしたように、これから地域力がどんどん今低下しておるんですよ、自治会も含めて、だから柱本のような地域力があるところ、強いところ、ここは放っておいても何でもやりますわ、本当に真剣に取り組んでみえる。もうその前に何回も何回も勉強会を開いたり、会議を開いてやっておるんですもん。よそなんかそんなこと全然ない。そういったところにはやっぱり町のほうで手を差し伸べて、やっぱりお願いしたり援助をせんとそれはあかんですよ。そりゃあ新しい町内やったら、隣近所の付き合いがないから、当然そんな話にならんと思います。誰がそれを仕切るんやといっても、自治会長が1年ごとに替わっておって、力もあらへん。だから、今後はやっているところとやっていないところは格差が、先ほど言われましたけど、出ますので、そういったところにはちょっと力を入れてあげてくださいよ。そうせんと、これは本当に災害が起きたときに、かなりでのごいご出ますよという心配をしていますので、ぜひこれからそういった取組をしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問に行きたいと思います。

2点目、ちょっと嫌らしいことを言いますが、10月29日付の中日新聞、岐阜近郊版に本町の防災への取組が大きく掲載をされました。

災害時のトイレ、備蓄、足りません。北方町、想定甘く、試算進める。住民ら、自主防災訓練、これは住民の声ですね。倉庫を見て大丈夫か、センセーショナルな、これは全部見出しですよ、大きくて、見出しと詳細な具体的な事案が指摘をされ、内容の記事となっていました。

これを見て、町内外の多くの人は、北方町の防災の危機管理、本当に不安、心配をされた方が少なくなかったのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、当記事には、またこれも全文を読みます。北方町で備蓄する災害時の非常用トイレの数が足りず、先ほどの話ですね。想定される避難者の需要を満たせない状況にある。現在の備蓄数を正確に把握できていないために、来年度の予算編成に向けて試算を行い、他の備蓄品とともに備えると、進めると記されています。

そこでお聞きしますが、備蓄品、過去の5年間の購入費、それから年度別にお聞きするとともに、来年度予算への考え方、お尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 災害時備蓄品の過去5年の購入費について、次のとおり回

答いたします。

令和元年度、避難所用間仕切りなど49万8,600円、令和2年度、ワンタッチパーテーション198個など488万7,300円、令和3年度、備蓄食料など21万1,102円、令和4年度、段ボールベッド12台など49万6,554円、令和5年度、発電機1台と備蓄食料を47万188円購入し、今年度はここまでラップ式トイレ2基、57万1,010円を購入しており、今後、発電機や備蓄食料を購入予定です。令和7年度にはラップ式トイレや発電機等を購入する予定です。

しかし、町の財源には限りがありますので、自助・共助がさらに浸透し、各地域で備蓄が進むよう啓発のほうをしていきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） これを見ると、毎年毎年40万とか20万、50万近いお金が計上されておるわけですが、これは自主防災組織活動強化補助金という項目でいいんですか。という項目ではないんですか。

違います。これと。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） はい、これも予算で買っています。

○9番（安藤浩孝君） それでこれではないんですね。自主防災の補助金のこれではないんですね。分かりました。

それで、今、予算の話が出ましたので、今年度、新規予算として備品の購入費が125万円、それから災害対策備品が63万、合わせて253万3,000円が計上されていますが、これはもう今年度購入は終わっておるんですかね。

これが今のお金になるんですか。今のものになるんですかねということですか。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） そうです。

○9番（安藤浩孝君） そういう理解でいいですか。ありがとうございます。

そこで新聞配信を読みますが、来年度予算編成に当たり、備蓄数の把握ができていないというようなコメントがされていましたが、正確な備蓄数というのは、国のほうもこれから正確な備蓄数を把握するようというふうな、この前新聞発表で出ていましたが、これはできますかね、今後。

なかなか難しいでしょう、正確なことは。細かい話やいろんな話は。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 必ず数字が合うかという、ちょっと。

○9番（安藤浩孝君） 合わんでしょうね。棚卸しするわけじゃないから、当然。

そんなようなことで、今いろいろとお尋ねをしたところでございますが。

本当にいつ来る分からない地震、本当にしっかりと対応なんですけど、先ほども災害のときに動員をかけても2割、3割、4割、5割ということで、ほとんど役場職員の方も半分ぐらいしか出てこれないということですから、これから自助・共助・公助ですけど、公助というのは、僕は正直言って、住民にしてみれば当てにならんことやと思っています。

そうなってくると、やっぱり自助、自助・共助、これが一番大事なことでなかろうかと思っ

ていますので、その辺りを、自助・共助の大切さということをもっともっとPR、今していただいておりますけど、それをやっぱり自分で、災害のときには備蓄ももう1週間とか10日とか、発電機も買うだとか、そういったことをやっていただけるといいと思うんですが、そういうことに補助とかそういうお考えはないですかね。

うちもこの前、正直言って太陽光の発電機を買いました、12万ぐらいで、当然携帯はもちろんのこと、料理もちょっと外でバーベキューをやりましたけど、そういったことも今後ちょっと考えていただけると、太陽光の。その辺のお考えをお願いします。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 今お話ありました災害時の発電機とか有効な手段につきましては、今後、前向きに考えていきたいと思っています。

○9番（安藤浩孝君） ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それでは3点目、大規模災害発生時、上水道の断水によって生活用水の不足から日常生活の困難が予想されます。町はそれらの対策に災害時協力井戸の登録を広報「きたがた」10月号で町民に広く呼びかけています。

そこでお聞きします。

登録井戸提供の現況についてと公設井戸の再活用並びに公園、公共用地などに新たな井戸掘削の考えがありますか、お聞きをします。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 災害時協力井戸の登録数についてお答えします。

登録数につきましては、現在3件になります。今後も登録件数を増やすべく、今まで以上に協力を呼びかけていきたいと考えております。

また、公共施設にある井戸の維持管理や修繕を実施しまして、来年度には清流平和公園第2駐車場の整備に併せて井戸散水栓を設置する予定です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、現況3件というお話でございました。

北方町の井戸のメーターは、たしかお聞きをしましたら314件あるらしいです。そのうち住宅が260件ということですから、260件分の3件ということですので、1%あるのかないのか、ないのかな、あるのかな、ないんやね。

そんなことの協力の井戸ということですが、これから見ると伸び代がいっぱいありますので、できるだけまたこれから広報「きたがた」を使って、協力井戸、これを皆さんにさせていただけるようにはしていただいて、登録が一件でも増えることを期待しておるところであります。

そこで、この災害井戸についてお聞きしますが、水質検査費用を含め、これは行政主導でやってもらえるのでしょうか。1点目聞きます。

それから2点目、この災害協力井戸の所在地一覧、今後、ホームページや防災マップなどに掲

載をしていく、広く公表する考えがあるのかどうかを聞きます。

それから、登録要件として、災害時に無償で井戸水の提供ということになっていますが、一方、他市町では登録の奨励金や、それから設置やポンプが故障したときに助成をしております。

災害時の井戸の利用が発生した場合は、私は奨励金とかそんなことは言わないんですけど、せめて井戸の提供者には下水道料金への減額をする考え、これはあるのかどうかということをお聞きます。

当人にしてみれば、ポンプでくみ上げた電気代を払う、それから下水道にもそれが跳ね返ってくる、これはちょっといかなものかと私は思っています、よその市町の例を見て。だからせいぜい下水なら、そんな北方町が別にお金を払うわけでも何でもないの、そういったことができるのかどうかということをお聞きます。

それから次に、東日本大震災や熊本地震以降、全国の自治体、庁舎や施設や中学校などで防災井戸の設置がされてきています。

これは一つの例ですが、伊丹市17の小学校があるのですが、全てのところに井戸を掘って手押しポンプを造ったらしいです。これはある意味パフォーマンスというか、子供たちの防災の意識を高める意味でも全部つけたということでもあります。それから、公園においても同様に設置が広がっています。

それで、先ほど清流公園の今度新しく舗装をするという駐車場、あそこに井戸を掘って防災井戸を造るというような、今お話をされたんですが、これも各公園ぐらいに造っていただくと大変これは便利、利便性が高いものではあるかなと思っています。町長が貯水槽をここに造られるということなんですが、ここに来れん人もおるんですよ、おばあちゃん。今日ちょっとこれを持ってきましたけど、こういう袋、これはこの前、柱本が防災訓練のときに3か所でこれを全部配ったんですね。

これは6リットル、1人1日2リットルですか、家族3人分はこれで1日何とかできるという、こういったこともあるので、ぜひ井戸も掘っていただけたらどうなのかなと思っています。

町長は詳しいと思いますが、井戸のポンプ、これもちょっと業者に聞いてみましたけど、深さやいろんな条件に、違うんですが、30万から50万ぐらい1本でできるので。

〔発言する者あり〕

○9番（安藤浩孝君） いや、できるらしいですよ。

○町長（戸部哲哉君） ちょっと無理やて。

○9番（安藤浩孝君） ということで、そのぐらいの金額でこれできるんで、全部とは言いませんが、1年に1つか2つの公園ぐらい、ちょっとまばらに分散して掘っていただいてやると、生活用水がここで全部くめますので、手押しで。ぜひこれ。

〔発言する者あり〕

○9番（安藤浩孝君） 何が、そんなことあらへんて。何を言っておるの、町長。

あらへんて。そんな話、初めて聞いたですよ。

○町長（戸部哲哉君） 中央公園はあるでしょう。

○9番（安藤浩孝君） 中央公園は4つある、ちょっとこんな話になってしまった。

いや、ないですよ。ないですよ。小柳公園も確認しましたが、ありません。

ですから、よろしくお願いをしたいと思いますが、その辺り、どうですか。今ちょっと町長からお話が出ましたが。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） すみません、いっぱいまた御質問いただいたんですが、協力井戸の登録、こちらのほうの水質検査をどうするかという話なんですけど、基本的には飲み水というよりも生活雑排水に近いかなと思っていますんで、検査のほうは今のところ検討はしていないところです。

これを防災マップに載せるかという話なんですけど、だと所有者の方に承諾を取ってからという形になると思います。

あと、下水道に転嫁するという話なんですけど、まだちょっとそこまで検討していませんので、これは今後どうするか検討していく形になるかなあというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 町長はええかな。

○町長（戸部哲哉君） 僕は答えられへん。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） いろいろと御答弁いただきましたが、いずれにしても、これは一朝一夕にできるものでもありませんし、予算もいろいろ絡んできますので、井戸のほうは逐次また小さい公園もあるんで、やっぱりこういった袋を持って、ここの中央のほうまで来れん方も見えるんで、生活用水ぐらい1本か2本ぐらいちょっと入れていただけると、今後また検討してくださいよ。そんなにお金がかかるものじゃありませんので、ぜひ。

○町長（戸部哲哉君） 壊されたら。

○9番（安藤浩孝君） 誰が壊すんや。

それならそれで2つ目を終わります。

それでは3つ目、最後の質問になろうかと思います。

北方町の、2019年、政府は働き方改革の一つとして地方創生テレワーク推進、デジタル田園都市国家構想を策定し、積極的に推進してきました。リモートワーク、そのための重要な施策を打ち出しましたが、実際には大きく増えることにはならず、その後、コロナウイルス感染症の拡大等緊急事態の発令、地方での暮らしをしていますが、テレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大し、全国各地でサテライトオフィスの設置が進みました。現在、全国で346市町村、1,348か所となっております。遅ればせながら、本町においても商工会が事業主体となって、国からの推進交付金5,000万円、町が4,000万円上乗せして商工振興費9,000万円のテレワーク施設整備交付金をもって、来年度開設に向けての現在建設工事が進められています。

そこで、幾つかお聞きをします。

1 点目、サテライトオフィスの全体構想、概要、土地取得を含む総工費をお尋ねします。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、事前の通告書に基づきまして、テレワーク施設に関する御質問ということでお答えをさせていただきます。

なお、6 月議会にて石井議員から御質問の際にもお話ししましたが、ちょっとその部分とかぶる部分がありますので、その点は御了解願います。

まず、全体構想についてということでございますが、サテライトオフィス、こちらに若手起業家ですとかベンチャー企業などを誘致いたしまして、町内外の様々なビジネスパーソンとの交流を図るということで、若い世代の起業を後押ししたり、学びの機会を拡充したり、そういうことをもって、施設を拠点とした若者や女性の雇用の場の確保ということが目的でございます。

施設の概要でございますが、鉄骨造 2 階建ての延べ面積 286.7 平米ということで、サテライトオフィスのほか、コワーキングスペース、レンタルオフィス等の機能を併設したビジネス施設ということになります。

また、土地取得費を含む総工費ということでございますが、約 1 億 2,000 万円と聞いております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9 番（安藤浩孝君） 今、全体構想、それから設立概要などなど、お聞きをしました。

ところで、当施設の名称は何と呼ぶんでしょうかね、聞き忘れました。後でお聞きします。どういった名称なのか、サテライトオフィスではないと思うのでお聞きをします。

それで、県内では今全国平均値の大体 3 倍、かなり岐阜にはあるんですね。89 か所あるということでございまして、その中で都市型タイプとして県都の岐阜市に 29 か所、西濃の中心地大垣に 28 か所ということで、岐阜と大垣が 2 か所突出して展開をしておるということですね。

当然、県都でありますので、いろんな人たちが働く機会が多い。大垣も当然であります、そういったことでこの 2 つが突出しておるということなんですが、一方、自然に恵まれて特徴のあるまちづくりをしている、いわゆる癒やし系の地域ですか、地方型タイプとして、郡上市が 11、美濃市が 9 か所、飛騨市が 5 か所等があります。

全国では令和元年から急速に増えている反面、毎年開設部分の 2 割ぐらいが閉鎖ということになっています。令和元年は 176 の施設が開設しましたが、42 か所閉鎖、令和 2 年が 276 か所開設、57 か所が閉鎖、令和 3 年が 505 か所開設、73 か所が閉鎖ということで、大変全国を見ると厳しい状況が見られてくるわけであります。

そこでお聞きしますが、このサテライトオフィス、本町にもたらす最大のメリットは何なのでしょう、改めてお聞きします。

私は、このサテライトオフィスは持続可能な施設でなければならないと思っています。1 年や 2 年で、今言ったように閉鎖ということはあってはならないと思います。

その辺りのこういった厳しい中で、北方、ある意味ほっこり型の地方都市でもありませんし、

岐阜市とか大垣のような人がいっぱい集まるような、企業がまたいっぱい集まるようなまちでもない。非常に立地条件的には厳しいので、その辺りの認識とそういった策があればお聞きをします。

それから、土地代を含むお金が1億2,000万とお聞きをしました。町の交付金が9,000万円ということですので、残りの3,000万円、これは商工会が全て持ち出しという認識でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○9番（安藤浩孝君） これは全て商工会の持ち出しということを今お聞きしました。

今後、当オフィス施設への北方町、本町からの追加交付はこれもないという認識でよろしいですか、併せてお聞きします。どうぞ。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） まず、幾つかいただきましたが、名称ですが、今のところ仮称でビジネスセンターという名前で聞いております。ただ、ビジネスセンターと正式な名称はまだこれから決めるということで、その正式なところまでは聞いておりません。

あとはメリットですか。最大のメリット、初めにお答えしました全体構想のとおりでございまして、やはり雇用の場の確保、人口増を、そういったところをもくろんでおるということでございます。

〔発言する者あり〕

○政策財政課長（浅野浩一君） 施設の利用の促進とか継続性とかでしたか、そういった点につきましては、商工会のほうで常駐するという施設でございまして、ほかの施設もですね。

〔発言する者あり〕

○政策財政課長（浅野浩一君） 商工会がその建物に常駐しますので、管理運営において他の施設で建物を造って、貸館みたいな形で運用するんですけれども、結局ほったらかしみたいな、ちょっと変な言い方ですけど、そういったことがあって利用が伸びないというようなこともあるというように聞いております。そういったことがないように管理運営に当たっていただくというところがほかとの差別がつく点かなというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 名称が仮称でも一応北方町ビジネスセンターという名前ですね。

これからもうサテライトオフィスやなしに北方町ビジネスセンターと、そういった呼び名で呼ぶということでありますが。

そこで、オフィスの運用と利用企業のめど、これは大体ついておるのでしょうか、どうでしょうか、お聞きをします。その1点、まず。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、2点目の御質問でございますが、繰り返しになりますが、施設の運用は北方町商工会が行うということと、施設の完成予定は令和7年3月でございまして、完成前に施設の見学とか、そういったことによる募集活動は正直難しいということは聞

いておるんですけれども、商工会ホームページへの掲載ですとか、各地区の商工会のネットワーク、こういったものを活用した利用促進を行うということを聞いております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○９番（安藤浩孝君） まだめどとしては何社が、もう来年春なんですけど、もう申込みとか、そんなものはまだかちつとしたものはないということですか、ということでもいいですか。

申込みはない。

今年の６月１１日の石井議員の一般質問の中で、浅野課長は、令和９年度の時点で施設利用団体は１０社、移住者３人というふうに答弁されていますね。これは令和９年ですけど。

となると、もう来年、令和７年からある程度ないと駄目じゃないですか、これ。これ目標行きますか、１０社と言ってみえるよ。移住者３人というふうに答弁されていますが、その辺りどうでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 当初の申請、国の補助金をいただいておりますので、その申請の際に目標として上げさせていただいた数値、確かにそれは議員がおっしゃられるその数字でございます。

今現在ということと、そこの目標というのは変わりませんが、それに向けて努力したいというふうに聞いております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○９番（安藤浩孝君） 今のところはまだないということですが、大丈夫なのかなという気がしますが。

それでは３点目、サテライトオフィス施設へ商工会の転入居の考えについてお聞きをします。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは３点目、商工会の転入居についてという御質問ですが、建設工事が予定どおり進めば、施設完成後の３月末から４月初旬頃になるかと思われます。

先ほども申し上げましたが、商工会が施設に常駐することで円滑な施設運営が図られるということが国の補助金認定の理由の一つにもなっておるということは申し添えます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○９番（安藤浩孝君） 今の答弁ですと、一部の方が常駐するという考えでいいんですかね。それとも商工会がこぞって今のところから全部移動するという、どちらでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 具体的な人数までは確かに聞いておるわけではないんですけれども、基本的に新しい施設のほうに移られるというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○９番（安藤浩孝君） 新しいほうに商工会がそっくり移るという発言だったと思いますが、そこで、町と、商工会の令和６年度の事業計画書というのがあるんですけど、今年の５月２１日、これは

役場で行われていますね、総会、役場ですね。役場の2階で行われているんですが、その中の基本方針の中で、北方町商工会館の老朽化対策委員会で改修、建替え、新築、既存公共施設利用などについて検討を重ねてまいりました結果、新築がよいとの結論となり、国と町との補助金交付決定をいただきましたので、令和6年度中に建設完了しなければなりませんということが出ているんですけど、となってくると、あれですよ。これから読み取ると、テレワーク施設イコールこれ商工会館ということになるんじゃないですか。商工会がずっとこれを言っているんでしょう。商工会側は、商工会館をもう建てたい。行政は、浅野さん、前もそうでしたけど、6月のときもそうでしたけど、これはあくまでテレワーク施設ですよということで、商工会館ということは一言も言ってみえなかった、正直言って。これ話、そごが出るんじゃないですか。商工会ははっきり目的は老朽化対策といって、検討委員会を開いて決定している。北方町は浅野さんの議事録でちょっとこれ、読みますよ。

これは6月11日の議事録です。

施設建設の意義や目的は、一番の目的は、先ほど言われた若者や女性の働く場を確保することにあります。

これはまた後で八次総合計画の策定に当たって実施しましたアンケート調査などでもかなりのニーズが高い部分ということでございました。それから、町としても施設の建設はこれに資するものであるということであり、大いに期待しておく。

最後には、こんなことを言ってみえる。究極の目標を言いますと、テレワーク施設が大繁盛しているからこれで成功だということではなく、やはり一番の目標は働く場の確保、それがひいては定住人口増加と、そういったところが目標でありますということで、再三再四これを言ってみえるんやね、このテレワーク施設というのはどんなものやということ。だけど、片や商工会で会館を造る、もう4月から商工会の人がみんなこっちへ移ってくる。これは商工会館やないですか。違うんですか。答弁聞きます。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 施設の名称といいますか、考え方なんですけれども、先ほど予算のときにお話ししましたが、国、町の補助金のほか、商工会さんも自己資金を充てておられます。当然、常駐型のビジネスセンターということで評価をいただいたということもあるんですが、商工会さんとしては、自分のところの持分の部分含めての建物建設ということでやっておられます。

そこを当然、国の補助を申請する際にも認めておられる部分でございますので、総会のときの表現と私のもくろむところと多少そごはあったかもしれませんが、その狙うところとしては同じものということでお考えいただければと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 当初予算のとき話がありましたよね。そのときどういって言われました、浅野さん。一言もそんなこと言っていないよ、申し訳ないけど。議事録を見てもらえば分かりますけど。

言ってみえたのは、これから国のほうに申込みします。これが通るか通らんか分かりません。通ったら、こういったサテライトオフィスですよ。そのときに商工会の話なんて一言も言っていないじゃないですか。

これは大事な話ですよ。最初から言ってもらええやないですか。老朽化しているから、議会のほうでもそういったことで建てますよと言えればいいけど、一言も言わないですよ。最後まで言われていない。これはおかしいと思わへん。どうですか、その辺。

それと、これは今5月21日に計画書のほうに決定したと書いてあるんですけど、6月の時点でまだ国のほうは決定したと言われなかったですよ、たしか。聞いていますよ、それ。

6月議会のときに、まだ国のほうは申請はしていますが、決定はしていないと言われた。まだ分かりませんと言われた。

だけど、これを見たら、もう5月21日に決定したと書いてあるやないですか。これはどういう話になっておるの。いい顔ばかりしているの、それ、商工会で。

これは本当に胸襟を開いて言ってもらわないかん。僕、何遍でも最近言うけど、説明してもらわな。

説明すれば何も言わへんやないですか、もう。北方町に今まで何十年、揺り籠から墓場までと言って、全てのものが北方にあるんやから、北方の今までの土台をつくられたのは商工会ですよ。だから最初から商工会館を造ると言われればいいやないですか。

いやいや、本当に。一言も言っていないの。商工会館からこっちにみんな移って、商工会館なんてことは。言ってもらええ、みんな賛成ですよ。誰も反対なんてしませんよ。

だから、僕はもうちょっと何回も言うように。

何か首をかしげられましたけど、木野村さん。何ぞあったんですか、今こうやって首をかしげられましたけど。いや、本当に。町長どうですか、これ。言ってくださいよ、そういつて。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 誰が答弁する。

〔「休憩やと」の声あり〕

○9番（安藤浩孝君） 分かっておるよ、それは。分かっておるけど、議会ぐらいにちょっと話をしてもええやないですか。一言も最後まで言われなかった。

○議長（井野勝巳君） 通告しておらんでな。

暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（井野勝巳君） 再開します。

安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今休憩中にいろんなお話を聞きましたので、今後はちょっとしたことでも

いいのでお話ししてください。我々知るところがない、情報がない、そのぐらいしていただいてもいいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 正午になりましたけれども、今日は引き続いてやろうかという相談になっておりますので、このまま一般質問を続けたいと思います。

それでは、古野裕美子君。

○1番（古野裕美子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

質問に入る前に、資料を作成しましたので事務局のほうより配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○1番（古野裕美子君） それでは、大きく2点質問させていただきます。

L I N E版カワセミ便の活用による情報発信サービス向上の提案について質問いたします。

現在、北方町のデジタル情報発信は、広報の表紙にも記載されているきたがた情報メール「カワセミ便」がメインとなっております。もともとカワセミ便はEメールだったのに対しL I N E版が追加で設定され、これが公式L I N Eの位置づけとなっておりますが、町民にとってあまりなじみがない存在です。

L I N Eは御存じのとおり、手軽なテキストによる会話や情報交換だけでなく通話も可能、写真やPDFなどの資料を送ることもできて、相手のメールアドレスや電話番号がなくても連絡が取れる適度な個人情報の秘匿性もあり、それでいて無料で使いやすいため現代のコミュニケーションに欠かせない存在です。

L I N E本社に問い合わせたところ、今年7月時点で国内月間アクティブユーザー数は約1億人、割合は携帯電話の使用者の約95%に達しており、利用者数、利用率ともにSNSにおいて国内ランキング1位です。このことから、L I N Eは日本におけるデジタルコミュニケーションのインフラとなっていると言っても過言ではありません。

一方で、11月末時点での本町のカワセミ便L I N E登録者数は2,612名です。これは町外の登録者まで全て含んだものであり、実際の町民の登録者数は分かりませんが、L I N Eアプリの使用実態からするととても低い登録率と言わざるを得ず、町民の情報収集手段として町の公式L I N Eが認知されていない表れかと思います。

昨今、L I N Eの充実した普及率や個人へ直接的に訴求できる機能から、一般企業や民間団体のみならず、国や県、市町村においても公式L I N Eを活用した情報発信や活動のPRが積極的に行われております。つまり、これからの行政においては、デジタル化の時代に併せて紙媒体の制限を超え、地域行政の情報をタイムリーにかつ分かりやすく発信する手段としてL I N Eは最も有効な手段と言えます。

北方町は5年連続で岐阜県の住み心地よさランキングナンバーワンの評価をいただいております。これは学校、病院、商業施設、交通アクセスなどのインフラ、つまりハードの部分を他者が

ら評価されての実績ですが、これに加えて便利な情報が見やすくタイムリーに届くというソフトの部分の魅力が強化されれば、町民にとってサービスによる実感できる住み心地のよさが向上するだけでなく、新しく居住先を探している世帯や若い世帯にとってもより北方町を選ぶモチベーションが期待できるのではないのでしょうか。

そこで、4点御質問いたします。

1点目、現在、きたがた情報メール「カワセミ便」という名称はメールという言葉が入っていること、これまで実際にEメールのみでの発信であったことから、どうしてもメールアドレスを登録してから受け取る定期のメールサービスである印象が強く、メールアドレス登録の煩わしさやLINEの普及によりEメールを情報収集の手段として利用する人が減ってきたこともあり、悩んでおります。そして、LINE版もあると書かれていてもほとんど認知されていないことから、EメールからLINE版への移行をする人も少ない状況です。そこで、改めてカワセミ便LINE版を公式に北方町公式LINEとして位置づけ、分かりやすく広報で通知し、普及を図ってはいかがでしょうか。

2点目、LINEは高い開封率と即時性を持ち、イベントや重要なお知らせをタイムリーに届けることが可能です。

広報が月の初めに配付することから、どうしても月後半のイベントについては印象が薄くなりがちですし、当日のイベント参加動機も各個人のスケジュール管理意識に頼らざるを得ず、効率のよい告知が難しい面がございます。そこで、公式LINEによる登録者への発信によるリマインダー、つまり事前通知や当日通知による参加を促したり、QRコードでクーポンを出すことで先着何名などの配付プレゼントの計画や個数管理にも使えます。

北方町公式LINEを整備して、タイムリーな発信でイベントの認知度の向上と参加を誘起してみてはいかがでしょうか。

3点目、現在のカワセミ便LINE版は、お手元の御覧の資料のように6つのメニューが表示されています。

AIスタッフ総合案内サービス、公式ホームページ、バックナンバー、広報きたがた、マイナポータル、登録情報変更・解除、どの項目においても便利な情報をタイムリーに届いてうれしい情報とはいえ難いものがあり、登録者数が増えないのも仕方がないと思います。そこで、これらのメニューの内容を改善してほしいと思います。例えばイベント情報、ごみ出し、防災情報、子育て情報、ホームページ、公共施設予約状況。ふだんの生活において、生ごみの曜日は覚えていますが、プラスチック、缶、瓶、不燃など、ごみ出しの指定日がすぐに確認できたり、いち早く知りたい防災情報や各種イベントの日時や場所の案内、予防接種やサークル、急病時に役立つ子育て情報など、ホームページなどで検索することなく、例えば他市町が実施されているようにワンタッチで簡単に知ることができると大変便利かと思います。

上側の現在のメニューに対し下側のように変更してはいかがでしょうか。

また、基になるカワセミ便はEメールで発信されていることから、図2の資料で御覧いただけ

ますようにLINE版においても文字を主体とした発信となっております。こうした真っ黒の文字の羅列ではなく、イベントの魅力も伝わりにくいですし読んでもらえません。LINEは画像やPDFも配信できるのでイベントのチラシや過去の写真を載せて配信することができるため、イメージが伝わりやすいです。LINEの機能を活用して見やすさを向上させ、イベントのイメージが湧き、町政への興味を持ちやすいようにしてはいかがでしょうか。

4点目、デジタル化により紙媒体の必要性が減ってきている一方で、手に取って見ることができる紙のよさもあり、デジタル化による急な切替えは無理があることも承知しております。本来であれば、紙媒体の広報を欲しい人だけに届けるのが理想かもしれませんが、配付のやり方や手間を考えると難しいかと思えます。

広報の中には、毎月決まった内容を掲載している部分がございます。そこで部分的な情報をデジタル化してLINEで見られるようにすることで、利便性を向上させながらもページ数を減らすことができ、環境にも優しい取組となります。広報の内容を調整し、紙とLINE、それぞれのメリットを活用して、利便性を向上しつつページ数の見直しによるコスト削減を図ってみてはいかがでしょうか。

以上4点について御答弁をお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、カワセミ便に関しまして御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目のLINE版カワセミ便の普及ということでございますが、現在、町広報紙でも毎月周知をしておるところなんですけれども、確かにその表記は「きたがた情報メール」と書いてあります。ですので議員御指摘のとおり、町公式LINEでもありますので、今後はその点を踏まえてまた周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

2点目のイベント情報などの発信についてでございますが、基本的に現在も広報では事前のお知らせ、そしてカワセミ便では直近の再案内というような形なるべくタイムリーな情報提供に努めておるところですが、今後もこの方針をより深めてまいりたいと思っております。

また、3点目になりますが、議員御指摘の6つのメニューですね。これに関しましては、カワセミ便の運用開始後、特に変更しないまま現在に至っております。今回よい御提案をいただきましたのでどのような項目にするのがいいのかなと、そういうことも一度検討して、しかるべきタイミングでメニューの変更を行っていきたいというふうに考えております。

もう一つの画面の見やすさの向上という部分でございますけれども、これも御指摘のとおり、現在ほとんど文字情報で配信をしておるところでございます。今後は適宜画像などの添付を増やしていきたいというふうに考えております。ただし、どうしてもあまり細かい画像になりますと、スマホで見られる方が多いかなということを想定しております。そうすると、今度見にくくなっちゃうなということも心配しておりますので、その点には留意をしたいというふうに考えます。

最後に、4点目の広報のページ削減ということでございます。

確かに、最近は広報のページ単価も高くなってきているという事情もございます。紙面の用途の工夫、こういったことで削減に努めたり、またカワセミ便の普及も進めばそちらのほうでカバーできるかなという部分もございます。もちろん紙ベースの広報紙としての機能や役割、紙のほうがいいよというような声ももちろんございますので、その役割を損ねない程度でページの削減に努めたいというふうに考えております。

以上のようにカワセミ便の普及に関しましては、確かに少しずつではありますが、今後も着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） 御答弁ありがとうございました。

今どきの、高齢者の方もそうですし若い方もそうなんですけど、やはり文字が多いと飛ばして読むとかそういう形になるので、やっぱり必要な情報を分かりやすく、画像とイラストを基に届けていただけると多くの方の目に留まるかなと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

きた子ども館の今後の方向性についてお尋ねいたします。

きた子ども館の老朽化が進み、対応が必要な状態になっています。事務所の壁に亀裂が入っており、自転車置場のさびもひどく、トイレも古く、今は簡易的なおむつ替えのスペースしかありません。2階から避難用の滑り台も老朽化とさびにより使用できない状態で、現在は隣接する北保育園の園舎内を通る避難経路となっております。しかし、その北保育園も2年後の閉園とともに取壊しが決まっており、連結部分の再構築の際に避難経路の再設置など補修しなければならない部分が多く出てくるかと思います。

きた子ども館は私が子供の頃からある施設で、よく遊びに行った思い出の場所です。結婚し、子供が生まれ、北方町に戻ってきてからもたくさんのおもちゃと楽しいイベントがあり、さらに先生が優しく声をかけてくれるすてきな場所として残っていることは親としてうれしいのですが、深刻な老朽化に対して、最適で早急の対応が必要と感じます。

また、子ども館は公共施設のため、現在南北いずれも月曜日が休館日となっています。同じく月曜日は図書館も各施設も休館日であるため、夏休みなどの長期休暇において、子供が月曜日に利用できる施設がどこも空いておらず困っているという家庭もあるとお聞きしました。

令和5年度と6年度の利用状況を調べたところ、イベント実施日を除くと日曜日の利用状況は土曜日よりは少ないと分かりました。このことから、子ども館のみ日曜日を休館とし、5時間授業の多い月曜日を開館にすると早帰りの子供たちや学校帰りの子供たちも利用できるケースが増えると考えられます。また、平日は未満児のお母さんたちの交流の場として利用者が多く、平日の開館日が増えるのは喜ばれるかと思います。

現状、日曜日にイベントがあることを考慮して、まずは試験的に日曜日の開館を月に1回残し、残りは休館日にして、その分月曜日を開館日として利用データやアンケートを取ってみるのがいいかと思います。

そこで2つ質問いたします。

1点目、閉園することになっている北保育園と連結しているきた子ども館をどうされる御予定でしょうか。2点目、現在の子ども館の休館日を月曜日から日曜日に変更し、月曜日を開館にすることを検討してはいただけないでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） それでは、きた子ども館の今後の方向性に関する御質問についてお答えをいたします。

1点目、館の改築・老朽化対策の補修についてであります。

北保育園の廃止についての方針は、今年に入って教育委員会からお示しをさせていただいたところですが、今後、きた子ども館を単独利用していくに当たり、施設のどの部分までを残し、どのような改修が必要となるかについては方針が示されたばかりでもあり、検討ははまだ至っておりません。施設の運営事業者や利用者様からも老朽化に対する苦情は聞き及んでおりまして、雨漏りやクラック、トイレなど補修すべき箇所が多く、費用が相当な額に及ぶことは担当課として承知をしております。

先ほど御質問の中で議員が言及されたとおり、消防計画上、館の避難経路に北保育園内の階段利用が含まれておりますので、北保育園の廃止、取壊しに当たっては子ども館の継続利用の観点からの検討が必要ですし、地域防災計画に記載された指定避難所でもありますので、防災の観点からも検討する必要があると考えます。今後、庁内で多角的な観点での検討を行い、方針をお示しできるタイミングで議会とも相談をさせていただければと考えております。

2点目、日曜休館・月曜開館についてでございます。

今回、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子育て世代に実施したアンケート調査におきましても、少数ではありますが議員御指摘のような御要望がございました。共働き世帯や独り親家庭にとっての子育て支援に関する切なる御要望と認識をしております。

しかしながら、夏休みに当たる7月、8月の日曜日平均利用人数を見ますと、きた子ども館では令和5年7月に92人、8月70.3人、令和6年7月76人、8月50.5人、みなみ子ども館では令和5年7月100人、8月67.5人、令和6年7月110人、8月80人となっております。

日曜日にもイベントが実施されている関係で、みなみ子ども館のほうがきた子ども館よりも人数が多くなっておりますが、きた子ども館も決して利用が少ないわけではございません。

仮に日曜休館とした場合、商業施設への勤務など日曜日に保護者が働いている家庭では、安心して利用できる子供向けの施設が失われてしまうということにもなりますし、日曜日のイベントを楽しみにしていた子供たちの機会を逸することにもなります。また、清掃や修繕等、施設のメ

メンテナンスを実施する上でも休館日が月曜日であることで少なからずメリットがございます。

試験的实施に当たっては、利用者の意見を聞くことや館の運営を委託している事業者とよく調整をすることが必要だと考えます。判断のために今少しお時間をいただき、慎重な検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） 御答弁ありがとうございました。

確かに、2点目ですけど、月曜日の件に関しましてこの夏休みの間、学童に入らない方で子ども館に預けている方、漏れた方からこういう意見をいただいたのですが、長期休暇のときに月曜日の居場所というところがどこもないというところから、月曜日はどうすればいいかという低学年のお母様たちのお困りの声でした。働く女性が増えたことによって、やっぱりこういうところも出てくるとは思うんですけども、子供たちの居場所というのをまた1つ、2つと増えていく、維持していくこともお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会審査等のため、明日11日から12日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日11日から12日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

第4日は、13日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後0時17分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年12月10日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 古 野 裕美子

署 名 議 員 朝 日 智 哉